

テロ支援5カ国（T5）に対する禁輸の有無早見表（2015.4.25現在）

○：許可不要(NLR) ×：禁止：要許可(人道物資は許可の可能性がある場合あり) —：規制なし/審査方針不明
 ・輸出・再輸出以外の米国人による行為（投資、渡航等）の禁止は省略。
 ・BIS：商務省産業安全保障局 OFAC：財務省海外資産管理局

キューバ 禁輸国	BIS/EAR § 736 補足 1、EAR § 746.2 を確認する。				OFAC	管轄
	EAR99	その他の品目	許可例外の適用	審査方針		
輸出	×	×	§ 746.2 で指定するものに限定	原則不許可 *1	×	BIS/OFAC
再輸出(米国人による)	×	×			×	BIS/OFAC
再輸出(非米国人による)	×	×			—	BIS *2

*1：人道目的の医薬品や、組込み比率 20%以下の非戦略物質などは許可の可能性あり。(EAR § 746.2(b))

*2：米国原産品目の第三国からの再輸出について、商務省の許可・認可を受けていれば、OFAC の許可不要。
[\(31 CFR part 515.533\)](#)

イラン 禁輸国	BIS/先ず EAR § 746.7 を確認、次に § 742.8 を確認する。				OFAC	管轄
	EAR99	その他の品目	許可例外の適用	審査方針		
輸出	○	CCL と § 746.7 で判定 *4	許可例外適用不可	原則不許可 *4	×	OFAC *4/BIS
再輸出(米国人による)	○				×	OFAC *4/BIS
再輸出(非米国人による)	○				×	OFAC *4/BIS

イランに因する取引に対する包括的な禁輸が、財務省海外資産管理局 (OFAC) により管理されている。

*3：米国から第三国に輸出された貨物、技術又は役務 (EAR99 を含む) の米国人以外の者による第三国からの直接的若しくは間接的な再輸出についても、最終仕向地がイランと知っているか知り得る状況にある場合、禁止されている。
[\(31 CFR part 560.204/.205\)](#)

*4：EAR § 746.7(a)(1) で、EAR の輸出許可が必要な品目を規定している (EAR99 のみ対象外)。OFAC の規制対象外品目 ([31 CFR part 560.414](#)) については BIS の許可が必要。これ以外の品目は OFAC と BIS の双方の対象であるが、OFAC の許可があれば、BIS の許可は不要。
 組込み比率が 10%以下の場合や実質的に形が変わる場合、OFAC の許可不要。EAR でも確認すること。

北朝鮮 禁輸国 * 2007.1.26 に禁輸再指定	BIS/先ず EAR § 746.4 を確認、次に § 742.19 を確認する				OFAC	管轄
	EAR99	その他の品目	許可例外の適用	審査方針		
輸出	×	×	§ 746.4 で指定するものに限定	原則不許可 *5	—	BIS
再輸出(米国人による)		×			—	BIS
再輸出(非米国人による)		×			—	BIS

*5：人道的援助、農業貨物、医療機器等の若干の除外品あり。*11：食料品、医薬品を除く。

シリア 禁輸国	BIS/先ず EAR § 746.9 を確認、次に § 742.9 を確認する				OFAC	管轄
	EAR99	その他の品目	許可例外の適用	審査方針		
輸出	×	×	§ 736 補足 1 の包括的指令 2 で規定。	原則不許可 *6	—	BIS
再輸出(米国人による)		×			—	BIS
再輸出(非米国人による)		×			—	BIS

*6：2004.5.14 発効の § 736 補足 1 の包括的指令 2 で、食料品及び医薬品を除くすべての EAR 対象品目の輸出及び再輸出に輸出許可が必要となった (通常は、許可されない。) *10：食料品、医薬品を除く。

スーダン 禁輸国	BIS/EAR § 742.10 を確認する。				OFAC	管轄
	EAR99	その他の品目	許可例外の適用	審査方針		
輸出	○	CCL とカト	§ 740 による。	—	×	BIS/OFAC
再輸出(米国人による)	○	リチャートで	T 5 として限定	—	×	BIS/OFAC
再輸出(非米国人による)	○	判定	される。	—	×	BIS/OFAC

*7：人道的援助等の若干の除外品あり。

*8：いかなる品目 (EAR99 を含む) も、最終仕向地がスーダンと知っているか知り得る状況にある場合、米国から第三国への輸出も不可。
[\(31 CFR part 538.411\)](#)

*9：組込み比率が 10%以下の場合や実質的に形が変わる場合は OFAC の許可不要、EAR で BIS の許可が必要か確認すること。
[\(31 CFR part 538.507\)](#)

参考

リビア * 2006.8.31 AT より除外	BIS				OFAC	管轄
	EAR99	その他の品目	許可例外の適用	審査方針		
輸出	○	CCL とカト	§ 740 による。	—	—	BIS
再輸出(米国人による)	○	リチャートで		—	—	BIS
再輸出(非米国人による)	○	判定		—	—	BIS

イラク * 2004.7.30 に禁輸解除	BIS/EAR § 746.3 及び § 747 を確認する。				OFAC	管轄
	EAR99	その他の品目	許可例外の適用	審査方針		
輸出	○	CCL とカト	§ 740 による。	—	—	BIS
再輸出(米国人による)	○	リチャートで		—	—	BIS
再輸出(非米国人による)	○	判定		—	—	BIS